

消費者庁打合せの概要（豊類公正競争規約関係）

日時：平成27年1月29日16:15～18:00

場所：消費者庁会議室

参加者：消費者庁表示対策課

豊類公正競争規約作成連絡会 副会長、規約検討委員長、協議会検討委員長（副
会長兼務）、調査・広報委員長、規約検討委員
（オブザーバー） 経済産業省、農林水産省

●豊類公正競争規約・施行規則案等に関し、消費者庁との相談内容は、概略以下のとおり。

◇消費者庁から

- ・現在規約案を確認中であるが、豊業界の事情をよく理解した上で、豊類に規約を導入することの是非を判断したい。まずは、豊業界の事情がわかる資料（「関心事項」に沿ったもの）を作成して欲しい。
- ・現在の規約案には、技術的な事項（技能士関連）や、業者間の取引等に関する取り決め事項が含まれているが、これらが表示や消費者の商品選択に必要で、且つ、現在表示を行っていない業者が無理なく対応できる内容であることを説明して欲しい。
- ・「豊規約認定の条件（H24.7.11消費者庁）」の（1）～（5）についても、現時点の回答を整理して欲しい。
- ・資格保有者の有無については、任意表示にしても問題はないのではないか。また、規約内の特定用語の使用基準に関し、技能士の詳細な説明を規約（や施行規則）に記載する必要がある理由を詳しく説明して欲しい。
- ・豊類について、消費者が具体的に何に困っていて、規約を導入することによってそれがどのように解決するのかを示して欲しい。

◇連絡会から

- ・今回は、現在検討中の「関心事項」への回答の主要部分について口頭で説明するので、ご意見をうかがいたい。
- ・全日豊では、豊類の本体表示について昭和53年から実施している。この表示は、現在公共工事、一般の豊工事に使われているが全体から見ると表示数はまだ少ない。公正競争規約を、一般の消費者向けの表示を見直す機会にしたい。
- ・消費者に正しい表示と商品説明をするためには、川上から豊店に正しい情報を伝達する（届く）仕組みが必要。また、近年、豊店の材料仕入は小ロット化して情報が伝わりにくくなっているため、情報伝達の仕組みづくりの必要性が高まってきている。
- ・豊表の流通量は、おおよそ国産表300万枚、輸入表900万枚、工業表200万枚。国産豊表については、熊本ではQRコード付きタグを添付する等を取り組んでいるが、輸入豊表に関しては、原料表示が不十分な状況。
- ・豊店が消費者に正しい表示をするためには、流通業者が生産者・輸入業者から正しい情報を受け取り、その情報を豊店に正しく伝える必要があり、トレサビリティーを規約に組み込むこと

は必要不可欠。

- 消費者に対して、各畳店の製作技術が一定の水準を満たすことの見安の表示として、また一般消費者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公平な競争を確保を確保する面からも資格の有無の記載は必要。
- 特定用語の使用基準において、最高級品等の表示は優良な畳表を用いて一定の水準の技術(技能士資格)をもって製作した畳につけるべきとの観点から施行規則に記載している。
- 消費者センター等を通じて、消費者から表示に起因するクレームを受けることがある。表示の不備等に起因する消費者からのクレームを業界としてとりまとめて、現在畳類について消費者がどのように困っているかを資料に盛り込みたい。

以上